

佐倉市中古住宅解体新築支援事業

佐倉市では、住環境の向上、定住人口の維持・増加、地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を購入し、解体後新築して居住をする方に、解体費用の一部を補助します。

※ 補助事業は **事前申請** となります。補助事業をご利用される場合は、必ず**解体工事前**にご相談ください。

対 象 者	・ 佐倉市内で自ら居住するための新築住宅を建設するために親族（三親等内の血族及び婚姻並びに配偶者）以外から中古住宅を取得し、当該中古住宅を取得した日から1年以内に解体工事を行うとともに、その土地への新築住宅の建設（床面積 50 m²以上）を申請年度内に始める方。 ・ 佐倉市税を滞納している者がいないこと。 ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと ※新築工事は、令和8年3月15日までの着工が条件です
対象となる物件	（1）補助申請日から1年以内に、親族以外から取得した物件 （2）昭和56年5月31日以前に建築された、床面積 50 m²以上の建物（昭和56年6月1日以降の建築基準法の耐震基準に適合するものを除く。）
補助対象経費	・ 親族以外から取得した中古住宅について、令和8年2月末日までに解体工事が完了し、かつ、令和8年3月15日までに当該中古住宅の敷地への新築住宅の着工が認められる場合における当該解体工事に係る経費（中古住宅の建物、外溝等の解体工事費）
交 付 の 条 件	（1）新築住宅の持ち分が共有となる場合は、対象者の持ち分が2分の1以上を有するようにし、かつ、その持ち分を登記すること。 （2）新築住宅の完成後速やかに移住すること。 （3）地域の自治会への加入に努めること。
申 請 に 必 要 な も の	① 補助金交付申請書 ② 同意書兼確認書 ③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し ④ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る住民票の写し（取得後3か月以内のもの） ⑤ 解体工事に関する契約書の写し ⑥ 中古住宅の登記事項証明書（取得後3か月以内のもの） ※ 未登記の場合は、台帳記載事項証明書その他床面積及び建築時期がわかる書類 ⑦ 中古住宅の位置図 ⑧ 新築住宅の建築に係る請負契約書の写し（新築住宅の床面積の記載が無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。） ⑨ 委任を受けた方が申請する場合は委任状 （同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。） ⑩ その他市長が必要と認める書類 ※書類に不備等がある場合受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

補 助 金 額	解体に係る経費の 5 分の 1 以内（上限額 50 万円）
募 集 件 数	10 件（500 万円） ※予定
募 集 期 間	令和 7 年 4 月 14 日 ～令和 7 年 12 月 25 日 ※ 予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168（直通）